

NEWS LETTER

TOTAL MANAGEMENT SERVICE

11

2023

春の桜と共に日本の四季を感じさせてくれる紅葉。昼夜の気温差が大きいほど、美しくなるそうです。今年の紅葉はどのように楽しめますか？

掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。



変わる？ それとも変わらない？ 令和5年分の年末調整

- ◆やらせレビューが御法度に 10月1日からステマ規制スタート
- ◆最低賃金の引上げ幅が過去最大に
- ◆社長のための財務 流動比率

変わる？ それとも変わらない？ 令和5年分の年末調整

年末調整の時期がやってきました。令和5年分の年末調整について、変更点等を確認します。

年末調整関係書類の変更有無

令和5年分の年末調整で関係する次の書類について、国税庁の様式では年度修正等のみとなっています。

- 令和5年分 給与所得者の保険料控除申告書
- 令和5年分 給与所得者の基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書
- 令和6年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書
- 令和5年分 給与所得に対する源泉徴収簿

国外居住親族に係る扶養控除の見直し

令和5年1月より、日本国外に住む子や親など（以下、国外居住親族）を扶養している場合の扶養控除の対象者について、範囲が改正されています。事業者は、給与所得者の扶養控除等（異動）申告書（以下、マル扶）にチェックが付された次の項目別に、書類を確認します。

○チェック項目別 確認時期ごとの必要書類

マル扶の チェック項目	マル扶受領時	年末調整 実施時
16歳以上30歳未満 又は70歳以上	親族関係書類	送金関係書類
留学	親族関係書類及び 留学ビザ等書類	送金関係書類
障害者	親族関係書類	送金関係書類
38万円以上の支払	親族関係書類	38万円以上の 送金関係書類

特にマル扶を提出する給与受給者側が、年齢30歳以上70歳未満の扶養親族に該当す

る国外居住親族へ、生活費等に充てるため年38万円以上の送金をしているとして、「38万円以上の支払」欄にチェックを付したときは、年末調整時期に提出等する送金関係書類は、合計で“38万円以上”となる点に注意しましょう。

令和4年居住開始の住宅ローン控除

令和4年居住開始の住宅借入金等特別控除（以下、住宅ローン控除）は、旧制度と新制度いずれかの適用となります。新旧の適用誤りにご注意ください。

○住宅ローン控除の主な新旧比較（令和4年居住開始）

新築/一般住宅	旧制度（特別特例取得）	新制度
借入限度額	4,000万円	3,000万円
控除率	当初10年…1% 11～13年…最高1%	0.7%
合計所得金額要件	3,000万円以下*	2,000万円以下*

（※）床面積40㎡以上50㎡未満の場合は、1,000万円以下

電子データの取得範囲が拡大

マイナポータル連携を利用した控除証明書のデータ取得範囲が、10月から拡大します。

○令和5年10月から連携手続が開始される控除証明書

発行主体	控除証明書	開始予定
国民年金基金連合会(全国国民年金基金、日本弁護士国民年金基金、歯科医師国民年金基金、司法書士国民年金基金を含む)	社会保険料(国民年金基金掛金)控除証明書	R5.10.31
国民年金基金連合会(iDeCo)	小規模企業共済等掛金控除証明書	R5.10.25
独立行政法人 中小企業基盤整備機構	小規模企業共済等掛金控除証明書	R5.10.1

やらせレビューが御法度に 10月1日からステマ規制スタート

10月1日から、ステルスマーケティング（以下、ステマ）の規制が始まりました。ステマとは、消費者に宣伝と気付かれないような広告・宣伝行為で、不当表示として景品表示法違反になります。

なぜ規制されるの？

SNSのレビューやインターネットの口コミは、購入者の客観的な感想にみえますが、中には商品等を供給する事業者（以下、広告主）の依頼による高評価レビューや、広告主自らが第三者を装った意図的な投稿もあります。これらは実質「広告・宣伝行為」です。

消費者がその投稿を単なる「感想」と誤認すると、意図的な高評価や誇張・誇大をそのまま受け取ってしまい、正しく商品やサービスを判断することができなくなるかもしれません。

どんな投稿がステマになるの？

今回規制されるのは「実は広告なのに、消費者には広告だと分からないもの」です。

広告主がその投稿内容の決定に関与したと認められる（第三者の自主的な意思による投稿内容とはいえない）場合は広告に該当し、ステマとして規制の対象になります。ステマとなる例をいくつかご紹介します。

〔例1〕 広告主が第三者になりすまして投稿

- 商品の販売担当者や役員、管理職等、従業員や子会社も含め、その商品の関係者（以下、商品関係者）が、認知度向上や販売促進目的で商品画像や紹介文を、第三者になりすましてSNSに投稿
- 商品関係者が「自社商品と比べると競合商品が劣っている」等の誹謗中傷を、第三者になりすまして口コミサイトに投稿

〔例2〕 広告主の依頼・指示により、第三者が投稿

- 広告主がインフルエンサーに商品の特徴等を伝え、それに沿った内容でインフルエンサーがSNSに投稿
- 広告主からの依頼により、購入者や不正レビューを集めるブローカーが評価を上げるレビューを投稿
- アフィリエイト広告を使う際、アフィリエイトに委託して自社商品を表示
- 広告主からの依頼により、他の事業者が広告主の商品と比較した競合商品の低評価を投稿

〔例3〕 広告主ははっきりとは宣伝依頼をしていないが、第三者が広告主の方針に沿って投稿

- 広告主が第三者に無償で商品を提供し投稿依頼した結果、第三者が広告主の方針に沿う内容を投稿
- 広告主が第三者に、対価や商品提供等の経済上の利益をちらつかせ、第三者がその商品について投稿

一方で、商品の無償提供があった場合でも、第三者が自主的な意思で投稿したものであれば、ステマ規制の対象にはなりません。

違反したらどうなるの？

規制の対象は広告主です。依頼を受けたインフルエンサー等の第三者や、表示サイトの運営者は、規制の対象にはなりません。

違反行為が認められた場合、課徴金はかかりませんが、広告主に対し、表示の差し止めや違反したことの周知などの措置命令が行われ、その内容が公表されます。

最低賃金の引上げ幅が過去最大に

企業が最低限労働者に支払うことが義務付けられる最低賃金。2023年度の地域別最低賃金が決まりました。

最低賃金の種類と改定

最低賃金には、都道府県ごとに定められた「地域別最低賃金」と、特定の産業に従事する労働者を対象に定められた「特定（産業別）最低賃金」の2種類があります。

このうち2023年度の地域別最低賃金の額と発効年月日は、下表のとおりです。

地域別最低賃金額

改定額の全国加重平均額は1,004円となり、昨年度の961円から43円の引上げです。これは1978年度に現在の目安制度が始まって以降で最高額となります。

なお、課題とされる最低賃金の地域格差は、最高額（1,113円）に対する最低額（893円）の比率が80.2%（昨年度79.6%）と、9年連続の改善となりました。

表 2023年度の地域別最低賃金（単位：円）

都道府県	最低賃金時間額		引上額	発効年月日	都道府県	最低賃金時間額		引上額	発効年月日
	改定前	改定後				改定前	改定後		
北海道	920	960	40	2023年10月1日	滋賀	927	967	40	2023年10月1日
青森	853	898	45	2023年10月7日	京都	968	1,008	40	2023年10月6日
岩手	854	893	39	2023年10月4日	大阪	1,023	1,064	41	2023年10月1日
宮城	883	923	40	2023年10月1日	兵庫	960	1,001	41	2023年10月1日
秋田	853	897	44	2023年10月1日	奈良	896	936	40	2023年10月1日
山形	854	900	46	2023年10月14日	和歌山	889	929	40	2023年10月1日
福島	858	900	42	2023年10月1日	鳥取	854	900	46	2023年10月5日
茨城	911	953	42	2023年10月1日	島根	857	904	47	2023年10月6日
栃木	913	954	41	2023年10月1日	岡山	892	932	40	2023年10月1日
群馬	895	935	40	2023年10月5日	広島	930	970	40	2023年10月1日
埼玉	987	1,028	41	2023年10月1日	山口	888	928	40	2023年10月1日
千葉	984	1,026	42	2023年10月1日	徳島	855	896	41	2023年10月1日
東京	1,072	1,113	41	2023年10月1日	香川	878	918	40	2023年10月1日
神奈川	1,071	1,112	41	2023年10月1日	愛媛	853	897	44	2023年10月6日
新潟	890	931	41	2023年10月1日	高知	853	897	44	2023年10月8日
富山	908	948	40	2023年10月1日	福岡	900	941	41	2023年10月6日
石川	891	933	42	2023年10月8日	佐賀	853	900	47	2023年10月14日
福井	888	931	43	2023年10月1日	長崎	853	898	45	2023年10月13日
山梨	898	938	40	2023年10月1日	熊本	853	898	45	2023年10月8日
長野	908	948	40	2023年10月1日	大分	854	899	45	2023年10月6日
岐阜	910	950	40	2023年10月1日	宮崎	853	897	44	2023年10月6日
静岡	944	984	40	2023年10月1日	鹿児島	853	897	44	2023年10月6日
愛知	986	1,027	41	2023年10月1日	沖縄	853	896	43	2023年10月8日
三重	933	973	40	2023年10月1日					

社長のための財務 流動比率

ここでは、企業の支払い能力を判断する指標である、「流動比率」についてみていきます。

流動比率とは

流動比率とは、企業の短期的な支払い能力をみる指標であり、

$$\text{流動資産} \div \text{流動負債} \times 100$$

で算出することができます。

流動資産と流動負債

流動資産とは、1年以内にお金にする（換金する・回収する）ことを目的としているものを指し、現金預金、受取手形、売掛金、棚卸資産などが該当します。流動負債とは、1年以内に返済しなくてはならないものを指し、支払手形、買掛金、短期借入金などが該当します。

流動比率の目安

業種や業態によって比率にバラツキが出ますが、流動比率の目標値は200%以上、最低でも150%以上が望ましいといわれています。

ただし、流動比率が目標値以上であっても安心できないケースがあります。たとえば、流動資産の売掛金の中に不良債権がある、棚卸資産の中に不良在庫があると、現金化が困難な資産であるため、それを当面の支払いに充てることができません。したがって、流動資産の中に不良債権や不良在庫が多い場合、実際の流動比率はもっと低くなります。

流動比率の改善方法の一例として、次のような方法が挙げられます。

- 固定資産を売却し、現金を増やす
- 増資により資本を増やし、現金を増やす

産業別の流動比率

中小企業庁が今年7月に発表した資料※から、産業別に中小企業（法人企業）の流動比率を算出してまとめると、下表のとおりです。

2年度ともすべての産業が150%を超えています。2021年度の産業別では、情報通信業が276.5%で最も高くなりました。生活関連サービス業、娯楽業、建設業、製造業も200%を超えています。

産業別の流動比率（%）

	2020年度	2021年度
建設業	200.1	207.5
製造業	198.7	203.8
情報通信業	245.5	276.5
運輸業、郵便業	180.5	182.3
卸売業	172.9	168.2
小売業	160.7	177.2
不動産業、物品賃貸業	176.9	193.7
学術研究、専門・技術サービス業	189.2	175.1
宿泊業、飲食サービス業	154.9	153.4
生活関連サービス業、娯楽業	172.0	208.1
他に分類されないサービス業	183.0	196.3

中小企業庁「令和4年中小企業実態基本調査」より作成

貴社の流動比率と比較されてはいかがでしょうか。

※中小企業庁「令和4年中小企業実態基本調査」

全国の中小企業から選出した約11万社を対象とした調査です。ここでの流動資産は現金・預金+受取手形・売掛金+棚卸資産+その他の流動資産、流動負債は支払手形・買掛金+短期借入金（金融機関）+短期借入金（金融機関以外）+その他の流動負債です。詳細は次のURLのページから確認いただけます。

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00553010&tstat=000001019842>

都道府県別にみる テレワークの実施状況

11月はテレワーク推進月間です。ここでは今年7月に発表された調査結果*から、都道府県別のテレワークの実施状況をみていきます。

1,265 万人が実施

上記調査結果から都道府県別に1年間でテレワークを実施した有業者数をまとめると、下表のとおりです。

全国でテレワークを実施した有業者は、1,265 万人でした。なお、実施の頻度は20%未満が654 万人で、全体の5割を占めています。

都道府県別にみると、東京都が330 万人で最も多く、神奈川県が154 万人で続いています。以下、50 万人を超えたのが大阪府、埼玉県、千葉県、愛知県となりました。

東京は40%に達する

有業者に占める実施した割合（以下、実施割合）は、全国で19.1%でした。東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、大阪府は全国より高く、特に東京都は40.2%ありました。他方10%未満の県もあり、地域によってばらつきがみられます。

経済産業省や厚生労働省などから、テレワークに関する補助制度が発表されています。これから導入を検討する企業はもちろん、すでに導入している企業も、こうした制度も確認してはいかがでしょうか。

テレワークを実施した有業者数と割合（万人、%）

	総数	実施した	実施割合		総数	実施した	実施割合		総数	実施した	実施割合
全国	6,706.0	1,265.1	19.1	富山県	54.8	5.7	10.5	島根県	34.2	2.4	7.2
北海道	263.0	32.2	12.3	石川県	60.3	7.9	13.2	岡山県	96.7	9.5	9.9
青森県	61.1	4.4	7.2	福井県	42.0	4.8	11.6	広島県	145.3	21.4	14.9
岩手県	62.3	5.0	8.1	山梨県	44.1	4.6	10.5	山口県	66.1	6.1	9.3
宮城県	120.2	16.7	14.1	長野県	110.5	11.7	10.6	徳島県	35.4	2.9	8.3
秋田県	47.4	3.1	6.5	岐阜県	105.8	11.1	10.6	香川県	47.8	5.4	11.4
山形県	55.2	4.4	8.0	静岡県	195.5	22.3	11.5	愛媛県	66.0	6.4	9.8
福島県	94.3	7.9	8.5	愛知県	410.6	74.4	18.3	高知県	34.5	2.6	7.7
茨城県	152.1	20.4	13.6	三重県	92.4	10.5	11.5	福岡県	265.3	41.1	15.6
栃木県	103.0	13.3	13.1	滋賀県	76.7	11.4	15.0	佐賀県	41.9	3.8	9.1
群馬県	103.8	9.8	9.5	京都府	136.1	23.8	17.8	長崎県	63.9	6.3	10.0
埼玉県	397.3	86.1	21.9	大阪府	465.1	91.8	20.0	熊本県	88.0	9.6	11.1
千葉県	336.8	80.6	24.2	兵庫県	275.2	48.8	17.9	大分県	55.8	4.4	8.0
東京都	829.7	330.2	40.2	奈良県	63.7	10.1	16.0	宮崎県	53.7	4.7	8.9
神奈川県	511.5	153.6	30.3	和歌山県	46.0	3.5	7.8	鹿児島県	79.5	6.0	7.6
新潟県	112.6	9.9	8.8	鳥取県	28.4	2.2	8.0	沖縄県	74.4	10.5	14.4

総務省「令和4年就業構造基本調査」より作成

※総務省「令和4年就業構造基本調査」

全国の約54万世帯（15歳以上の世帯員約108万人）を対象に、2022年（令和4年）10月1日現在で行われた調査です。詳細は次のURLのページから確認いただけます。有業者に占める実施した割合（実施割合）は、テレワーク実施の有無・頻度が不詳の人を除いて算出したものです。

<https://www.stat.go.jp/data/shugyou/2022/index2.html>

年末の行事や年初の備品発注などの準備に追われます。スケジュールの確認を徹底し、もれないようにしましょう。

01 年末調整の準備

年末調整については、どこまで段取り・準備をすすめておくかで業務効率が大きく異なります。対象者へ確認する事項、提出してもらう書類も多くあります。年末調整の申告書回収をすすめる前に、変更点を整理し、従業員からの問い合わせに対応できるようにしておきましょう。申告書の提出忘れや証明書の添付もれなどがないように、回収期限を早めに設け、確認しましょう。

年末調整を電子化している企業も増えてきています。電子化することによる業務効率化のメリットは大きいいため、紙の申告書で年末調整を行っている企業では、電子化への切り替えを検討するのもよいでしょう。

02 年末賞与の支払準備

今月は、冬の賞与の支給額を決めるための準備があります。業績や勤務成績などの情報を整理し、人事評価資料の配布などを行いましょう。

03 所得税の予定納税額の減額申請（第2期分のみ）

11月は、所得税（復興特別所得税を含む）の予定納税第2期分の納付月です。もし、その年の申告納税見積額が予定納税基準額※に満たないと見込まれる場合には、予定納税額の減額にかかる承認を申請することができます。11月1日～15日までに提出できる減額申請は、予定納税のうち第2期分のみです。

※予定納税基準額は、税務署が計算をして事前に納税者へ通知します。この予定納税基準額は所得税及び復興特別所得税の合計額で計算します。

04 パート等の年間収入をチェック

パートやアルバイト等においては、所得税法上の扶養親族の範囲（年間給与収入103万円以内）等で働いていることが多くあります。そのため、年末になってこのまま勤務するとその収入の範囲を超えてしまうという、急に休んでしまうことが懸念されます。今のうちから収入をチェックしておき、年末の忙しい時期になって「人手が足りない」と困ることがないように、調整しておきましょう。

05 翌年のカレンダーの作製と年賀状の手配

年が明けたら配布できるように、会社の年度カレンダーの準備を開始しましょう。取引先へカレンダーを配布している場合には、年末の挨拶に間に合うように準備しましょう。

年賀状の手配が必要になります。早めに送付先の確認をしておきましょう。

06 防火対策

秋の火災予防運動の時期です。いざというときに慌てないように、避難訓練や非常時の対応方法について周知しておきましょう。

消防設備の点検：消火器、非常口、非常階段、避難経路など / 非常時の対応方法見直し：連絡方法、避難対策など

冬にかけて火を取り扱う機会が増えてきます。火の後始末の方法などを確認しましょう。また不用意に、燃えやすいものを屋外に放置しないようにしましょう。

今月は、年末調整や賞与支給などの準備に追われます。段取りよく計画をたててスムーズに業務ができるようにしましょう。

日	曜日	六曜	項目
1	水	友引	<ul style="list-style-type: none"> ●過労死等防止啓発月間（～30日まで） ●労働保険未手続事業一掃強化期間（～30日まで） ●テレワーク月間（～30日まで）
2	木	先負	
3	金	仏滅	文化の日
4	土	大安	
5	日	赤口	
6	月	先勝	
7	火	友引	
8	水	先負	立冬
9	木	仏滅	●秋季全国火災予防運動（～15日まで）
10	金	大安	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納期限（10月分）
11	土	赤口	
12	日	先勝	
13	月	仏滅	
14	火	大安	●継続・有期事業概算保険料延納額の納付日（第2期分※口座振替を利用する場合）
15	水	赤口	●所得税の予定納税額の減額申請（第2期分のみ）提出期限
16	木	先勝	
17	金	友引	
18	土	先負	
19	日	仏滅	
20	月	大安	
21	火	赤口	
22	水	先勝	小雪
23	木	友引	勤労感謝の日
24	金	先負	
25	土	仏滅	
26	日	大安	
27	月	赤口	
28	火	先勝	
29	水	友引	
30	木	先負	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険・厚生年金保険料の支払期限（10月分） ●所得税の予定納税額の納期限（第2期分） ●個人の事業税納期限（第2期分）※各都道府県の条例で定める日まで